

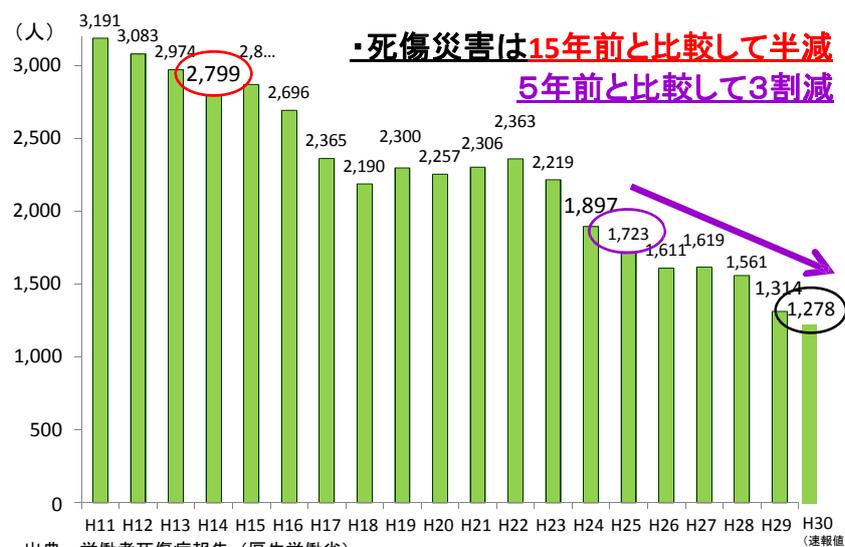
# 林業請負事業等の労働安全

平成31年3月

近畿中国森林管理局

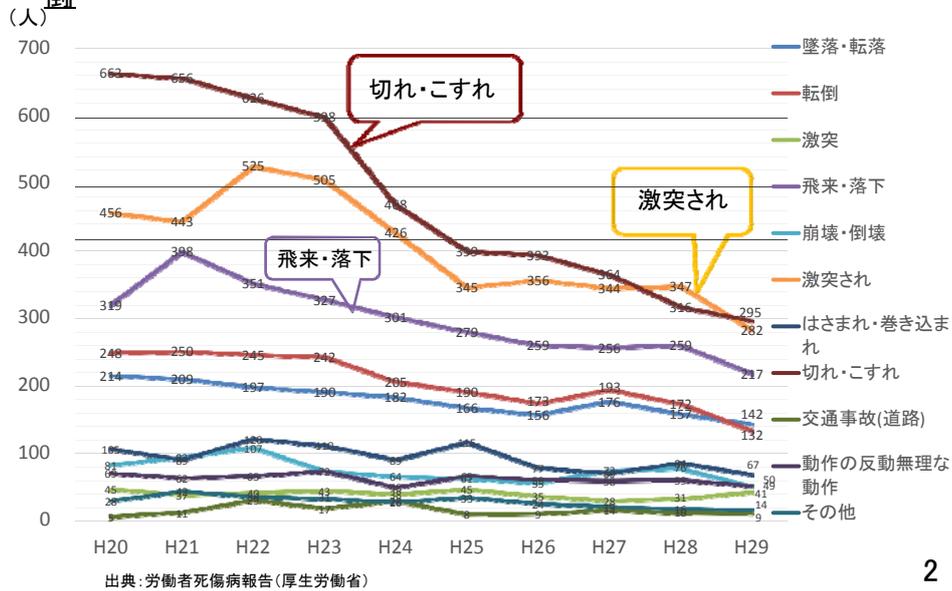
## 1 林業における死傷災害

■ 林業における死傷災害の発生状況 (H30速報値)



## ○ 死傷災害 事故の型別の推移(林業)

・H29は「切れ・こすれ」>「激突され」>「飛来・落下」>「墜落・転落」>「転倒」

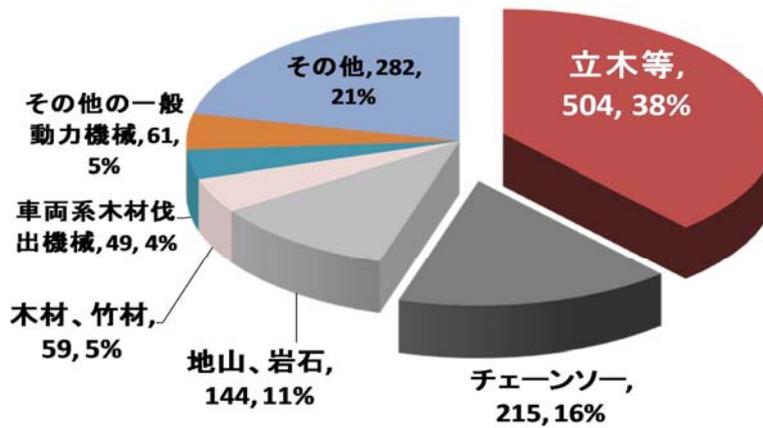


2

## ○ 死傷災害 起因物別の状況(平成29年)

・主な起因物は「立木等」「チェーンソー」

単位: 人, 全体に占める割合(%)



出典: 労働者死傷病報告(厚生労働省)

3

## ○ 死傷災害(平成30年値)

### H30の林業の死傷災害(H31.1現在)は前年より29人(2.3%)増加

(平成31年1月7日現在)

業種	平成30年(1月～12月)		平成29年(1月～12月)		対29年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	113,579	100.0	108,110	100.0	5,469	5.1
製造業	25,071	22.1	24,290	22.5	781	3.2
鉱業	198	0.2	199	0.2	-1	-0.5
建設業	14,020	12.3	13,839	12.8	181	1.3
交通運輸事業	3,052	2.7	2,908	2.7	144	5.0
陸上貨物運送事業	14,343	12.6	13,402	12.4	941	7.0
港湾運送業	310	0.3	304	0.3	6	2.0
林業	1,278	1.1	1,249	1.2	29	2.3
農業、畜産・水産業	2,660	2.3	2,519	2.3	141	5.6
第三次産業	52,647	46.4	49,400	45.7	3,247	6.6

出典:厚生労働省「平成30年における労働災害発生状況(速報)」

4

## ○ 労働災害の発生率(死傷年千人率)

### ・林業の労働災害発生率は他産業と比較して高い

業種別死傷年千人率(休業4日以上)の推移 平成23年～平成29年

	全産業	製造業		鉱業	建設業	運輸業		林業	農業	漁業
		計	木材・木製品			計	陸上貨物運送事業			
平成23年	2.1	2.8	10.3	7.2	4.1	5.9	8.1	36.3	4.8	11.5
平成24年	2.3	3.0	13.1	9.9	5.0	6.3	8.4	31.6	5.7	15.0
平成25年	2.3	2.8	11.4	12.0	5.0	6.3	8.3	28.7	5.4	9.9
平成26年	2.3	2.9	12.3	8.1	5.0	6.4	8.4	26.9	5.2	6.3
平成27年	2.2	2.8	11.2	7.0	4.6	6.3	8.2	27.0	5.2	8.0
平成28年	2.2	2.7	11.0	9.2	4.5	6.3	8.2	31.2	5.1	8.9
平成29年	2.2	2.7	9.9	7.0	4.5	6.5	8.4	32.9	4.9	8.1

資料出所:労働者死傷病報告及び総務省労働力調査

注1) 年千人率とは、労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもので、次式で表される。

$$\text{年千人率} = \frac{\text{1年間の死傷者数}}{\text{1年間の平均労働者数}} \times 1,000$$

注2) 死傷者数は労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数、労働者数は労働力調査(総務省)による雇用者数(役員を除く)を用いて算出した。ただし、平成23年については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において労働力調査の実施が一時困難となったため、労働者数は、役員を含む補完的に推計した値を用いている。

注3) 労働者死傷病報告と労働力調査の業種分類は、細部が異なっていることに留意する必要がある。

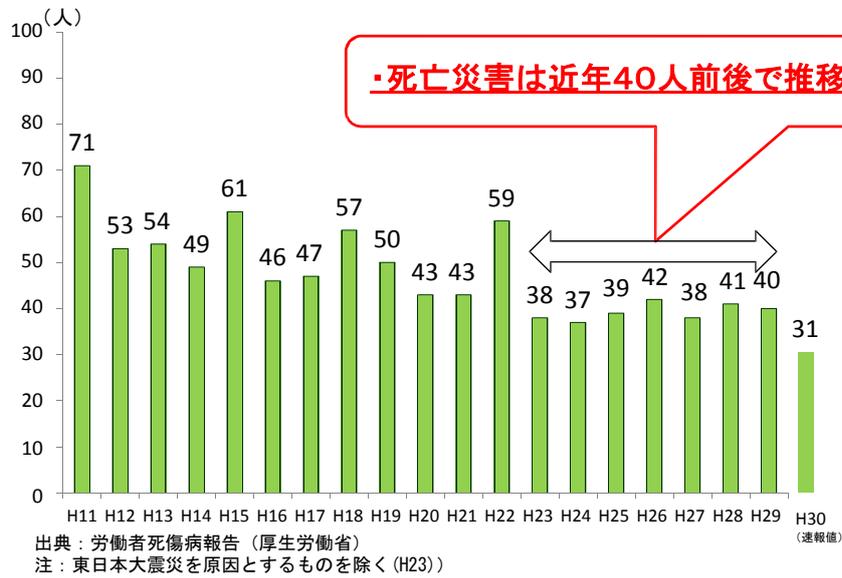
注4) 労働力調査の雇用者数は万人単位で公表されているが、年千人率は有効数字にかかわらず小数点以下第1位まで算出した。

注5) 平成23年の死傷者数には東日本大震災を直接の原因とするものを含まない。

5

## 2 林業における死亡災害

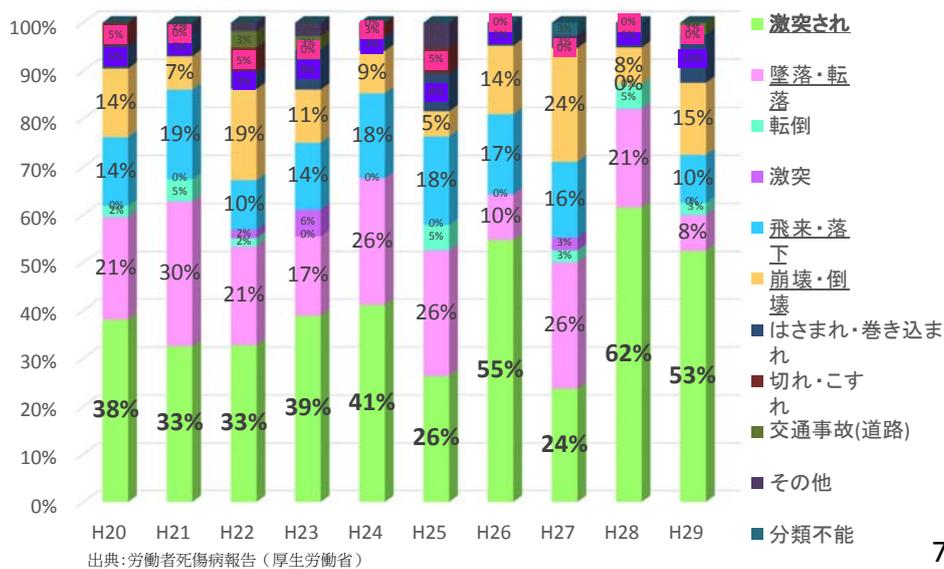
### ■ 林業における死亡災害の発生状況



6

## ○ 死亡災害 事故の型別の推移(林業)

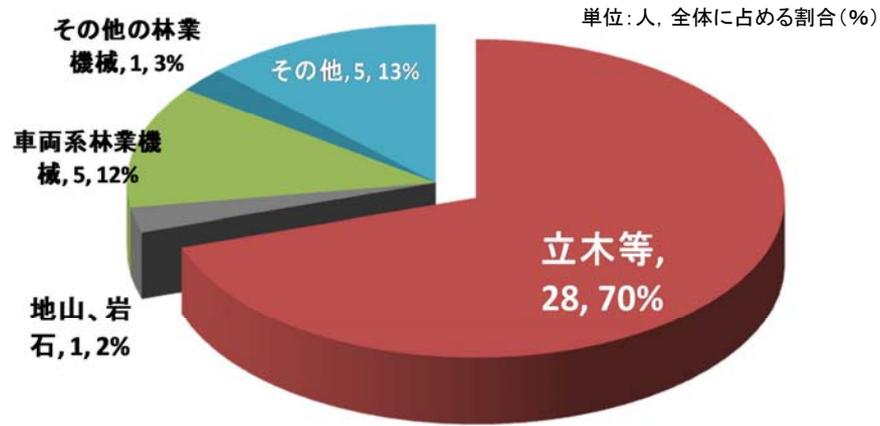
### ・ 林業における死亡災害は「激突され」が多い



7

## ○ 死亡災害 起因物別の状況(平成29年)

・死亡災害(40人)の起因物は「立木等」が7割を占める

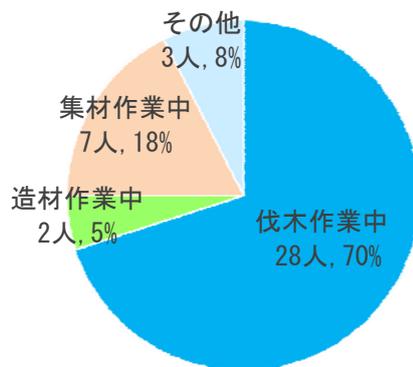


出典: 労働者死傷病報告(厚生労働省)

8

## ○ 死亡災害 作業別内訳(平成29年)

伐木作業中の死亡災害が7割



平成29年死亡者数: 40人

注1: 林野庁業務資料 2: 数値はH29.1~12月に発生した林業労働災害の死亡者数。  
3: 「その他」は、木材運搬中の交通事故、工場での巻き込まれ事故など。

9

## ○ 死亡災害(平成30年速報値)

月別では、1月から3月に集中。

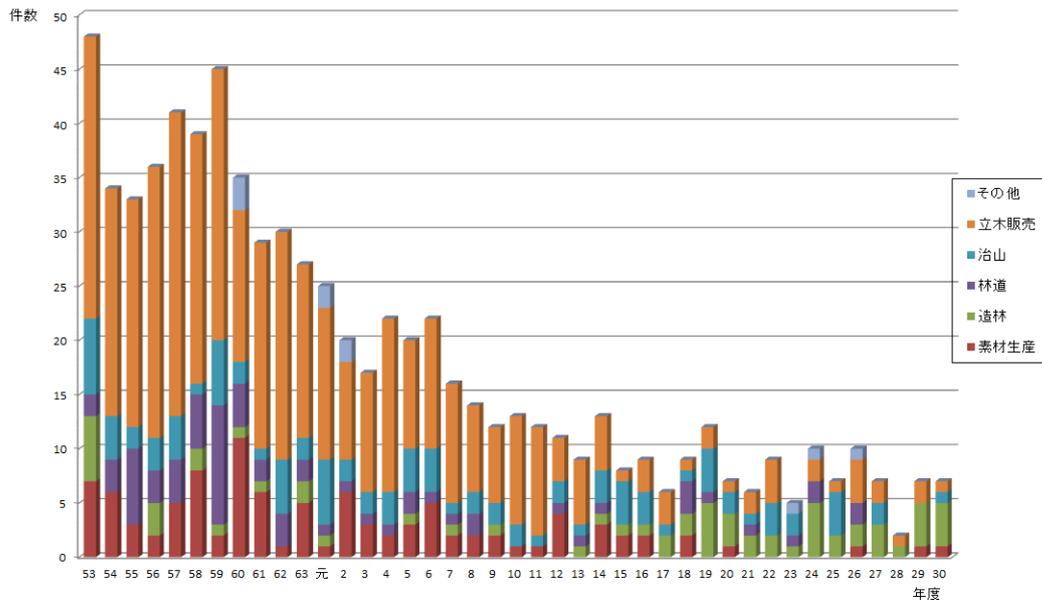
(平成31年1月7日現在)

月別	製造	鉱業	建設	運輸	貨物	港湾	林業	第三次産業 他	合計
1月	13	0	23	0	5	0	7	25	73
2月	16	0	23	2	6	1	2	24	74
3月	9	0	22	2	11	0	3	14	61
4月	9	0	12	2	7	0	0	15	45
5月	6	0	18	0	9	0	1	13	47
6月	14	0	28	0	5	2	1	14	64
7月	22	0	32	2	6	2	2	29	95
8月	13	0	15	0	4	0	3	11	46
9月							5		
10月							2		
11月							3		
12月							1		
合計							31		

出典:厚生労働省「平成30年における労働災害発生状況(速報)」

10

### 3 国有林事業での請負事業者等の重大災害発生状況



11

平成30年度 請負事業・立木販売における重大災害発生状況

平成31年2月28日現在

区分	請負事業																					立木販売			合計				
	素材生産・造林請負									林道			治山			その他			計										
	生産			造林			小計																						
	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30	28	29	30					
北海道					1	2		1	2													1	2		1			2	2
東北		1	1	2			1	2	1													2	1		1			2	2
関東						1			1						1									2					2
中部																													
近畿中国																													
四国																										1			1
九州	2	1						2	1													2	1					2	
計	2	1	1	3	2		1	5	5						1							5	6		2	2	1	2	7

12

平成29年度請負重大災害等の分類

事故の型	作業区分	件数	被災概要	注意喚起事項
飛来、落下	伐倒 伐倒中	2	・かかられていた立木を伐倒するため、追い口切りをしていたところ、かかり木がはずれ、被災者の背中に落下し受災。 ・上方で蔓がらみになっていた広葉樹を気づかず倒したため、蔓に引っ張られた広葉樹が根元から裂けて飛来し被災者の顔面に当たり受災。	・伐倒時における周囲の状況確認や、枯損木等の危険木の事前処理、安全な伐倒方向の選定、適切な受け口・追い口の設定及びクサビの使用。 ・かかり木の適切な処理(禁止事項の遵守、処理器具の作業現場への携行及び使用等)。 ・伐倒作業に伴う立入禁止区域、やむを得ず一時的に設置する場合の措置、適切なクサビの使用など伐倒作業における基本的事項の遵守
激突され	伐倒 伐倒中	3	・斜面上方に倒れた木が倒木上に倒れ、その上を滑り、伐倒木の元口が振れ背中当たって受災。 ・伐倒木が、伐倒方向の広葉樹に接触し伐倒方向が変わり、被災者に接触して受災。 ・受け口・追い口が不完全であったこと、クサビを1本しか使用しなかったことなどのため、伐倒方向が狂い、他の立木に接触したため、伐倒木の元口が浮き上がり、退避していた被災者に激突し受災。	
	歩行 歩行中	1	・伐倒作業を中断中に立木が倒れ始めたため、避けきれずに背中当たり受災。	
挟まれ、巻き込まれ	伐倒 伐倒中	1	・径級が太いため伐木処理できずあった倒木の根外しをチェーンソーで行ったところ、切り株部分が不安定な状態であったため、下方へ回転した際に巻き込まれ下敷きとなり受災。	
計		7		

注1 事故の型は、厚労省区分による。

注2 法令上の労働災害に該当しない場合等(被災者が事業主であるなど)については件数を計上していない。

13

H30年度国有林野事業における重大災害

[H31. 2. 28現在]

No.	森林管理局	番号	事業の種類	発生年月日	性別・年齢	従事作業	被災状況
1	東北	三陸北部	生産事業	H30.6.5	男性(68)	フォワーダ運材	バックしていたフォワーダから投げ出され、下敷き
2	北海道	日高南部	造林(保育間伐)	H30.9.7	男性(50)	フォワーダ集材	カーブでフォワーダごと転落
3	四国	四万十	造林(官行造林)	H30.9.19	男性(60)	伐倒	かかり木が何らかの原因で倒れ、枯損木との間に挟まれた
4	関東	伊豆	治山	H30.9.21	男性(59)	伐倒(支障木)	伐倒方向がずれ、コンクリート擁壁に当たった伐倒木が直撃
5	北海道	十勝東部	造林(保育間伐活用型)	H30.10.23	男性(68)	伐倒	1重のかかり木処理で選定中にかかり木が直撃
6	東北	米代東部	立木販売(管伐)	H30.11.8	男性(40)	伐倒	かかり木を浴びせ倒したところ、かかり木の元口が待避場所まで露ね上がり直撃
7	関東	群馬	造林(保育間伐活用型)	H30.11.8	男性(73)	枝払	斜面下部で枝払い中、枝払い木上を滑ってきた木の下敷き

国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況(事業別件数)

【平成20年度～平成30年度】

事業 年度	生産	造林	林道	治山	その他	立木販売	計
20	1	3		2		1	7
21		2	1	1		2	6
22		2		3		4	9
23		1	1	2	1		5
24		5	2		1	2	10
25		2		4		1	7
26	1	2	2		1	4	10
27		3		2		2	7
28		1				1	2
29	1	4				2	7
30	1	4		1		1	7
計	4	29	6	15	3	20	77



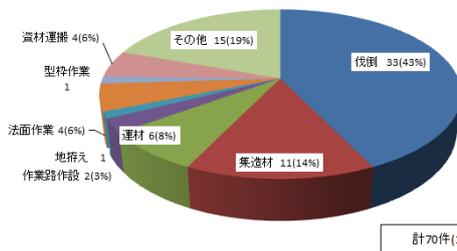
造林、立木販売事業で多発傾向

- ※ 造林の件数には 保育間伐活用型等が含まれる。
- ※ その他は、官行造林の 保育間伐と活用型におけるトラック運搬。
- ※ 平成27,28年度は事業主災害を含む。

国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況(従事作業別)

【平成20年度～平成30年度】

事故の型		伐倒	集造材	運材	作業路作設	地拵え	法面作業	型枠作業	資材運搬	その他	合計
事業別	生産	1	2	1							4
	造林	16	4	4	1	1			1	2	29
	その他									3	3
	立木販売	14	5	1							20
	計	31	11	6	1	1	0	0	1	5	56
治山・土木	林道						1		2	3	6
	治山	2			1		3	1	1	7	15
	計	2	0	0	1	0	4	1	3	10	21
合計		33	11	6	2	1	4	1	4	15	77



伐倒作業が4割

※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※その他は、官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。

※平成27,28年度は事業主災害を含む。

16

国有林野事業における請負事業体等の重大災害の発生状況(事故の型別)

【平成20年度～平成30年度】

事故の型		墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突 され	はさまれ 巻き込ま れ	切れ ごすれ	下敷き	交通事故 (その他)	その他	合計
事業別	生産						2	1		1			4
	造林	6			1		12	3		7			29
	その他	1								1		1	3
	立木販売	3					13	1		3			20
	計	10	0	0	1	0	27	5	0	12	0	1	56
治山・土木	林道	5										1	6
	治山	8					2			5			15
	計	13	0	0	0	0	2	0	0	5	0	1	21
合計		23	0	0	1	0	29	5	0	17	0	2	77



激突・墜落で7割

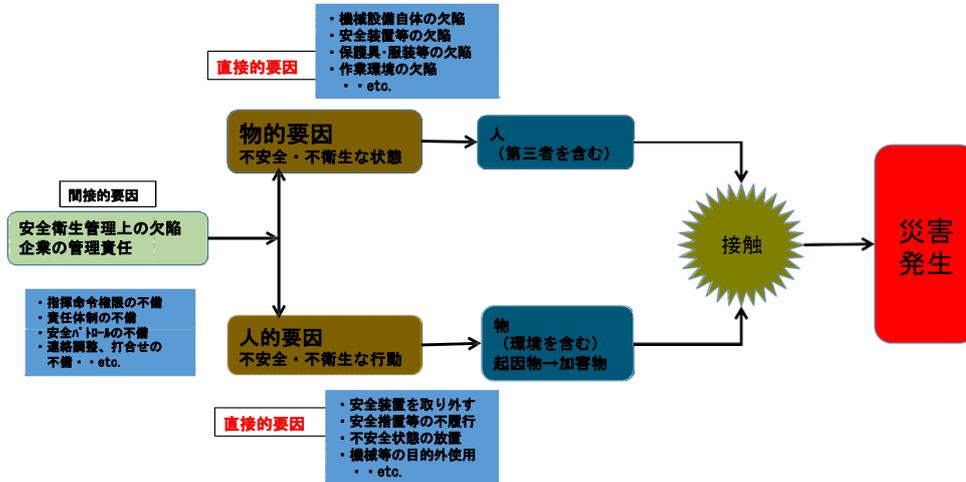
※造林の件数には保育間伐活用型等が含まれる。

※その他は、官行造林の保育間伐と活用型におけるトラック運搬。

※平成27,28年度は事業主災害を含む。

17

## 4 なぜ労働災害は起こるのか(労働災害発生のおきみ)



18

## 5 労働災害の発生と企業の責任



19

## 平成31年8月1日から労働安全衛生規則が変わります

### 1 改正の趣旨

伐木・かかり木の処理及び造材作業における危険、車両系木材伐出機械を用いた作業の危険を防止するため、事業者が講じるべき措置等を見直し

### 2 改正の概要

- (1) チェンソーによる伐木作業等の特別教育の統合（2020年8月施行）
- (2) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業等の作業計画に示す事項に、災害が発生時の応急措置及び搬送方法を追加
- (3) 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものに拡大等
- (4) 事業者に対し、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付け等
- (5) 事業者は、かかり木の処理において労働者にかかり木にかかられている立木を伐採させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐採させてはならない等
- (6) 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、従事労働者等を立ち入らさせてはならない
- (7) 事業者は、かかり木の処理において、かかり木が激突する危険があるところには、従事労働者等を立ち入らさせてはならない
- (8) 事業者は、チェンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること